## 来院毎にマイナ受付をお願いします

# マイナ受付

対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりに マイナンバーカードを使う新たな方法。 それが「マイナ受付」です。



### ご利用にあたって

- ●利用には、患者さんご自身の事前 の登録が必要です。詳しくは厚生労働省のホームペー ジをご確認ください。
- ●マイナンバーカードでは各種公費 負担医療制度(福祉医療、指定難 病など)は<mark>非対応</mark>です。 従来通り受給者証を各受付に提示 をお願いします。
- ●カードリーダーは 総合受付・各 受付に設置しています。



マイナンバーカードが

保険証として使えます。

## マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01



#### より良い医療が可能に!

初めての医療機関等でも、薬剤情報等の閲覧機能を使えば、今までに使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※閲覧できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等有資格者のみです

POINT 02



手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額 を超える支払が免除されます。

#### このステッカーが目印!



詳しくは ♪

マイナポータル



